

難民と認定した事例等について

1 「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法2条3号の2）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

2 難民該当性の判断

申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等について、合理性はあるか、不自然さはないか、出身国に係る諸情報と整合するか否か等の観点から、申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性を評価しています。

3 人道配慮による在留許可

条約難民に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では、「条約難民としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っているところです。

※ 閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民）は、「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

1 「人種」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例1】

(概要)

申請者は、A族であること、本国の家族から連絡が来なくなり、その状態が約2年間続いたこと、その後、本国の家族とEメールで連絡を取れるようになってからも、本国の家族からは短いメッセージしか送信されてこないことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府に身柄拘束され、キャンプに收容されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA族に対する抑圧を強化しており、また、本国政府から、過激主義の影響を受けているなど反政府的な思想を有しているとみなされた場合には、本国政府から迫害を受ける蓋然性が高いと考えられる。

申請者の家族が国外留学した申請者との連絡を約2年間も絶った上、連絡を再開して以降も、連絡を絶っていた理由等について何ら説明していないというのは、明らかに不自然であり、申請者との連絡を絶っていた期間に、申請者の両親を含む本国の家族が、收容施設に收容され、現在も本国政府の監視下にある可能性が否定できないことからすれば、本邦にいる申請者自身も、本国政府から、過激主義の影響を受けたA族とみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、本国政府によって收容施設に收容され、迫害を受けるおそれは十分にありと認められる。

したがって、申請者は、「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

2 「宗教」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例2】

(概要)

申請者は、A教B主義者であること、本国において、宗教施設で指導者として活動していたこと、路上でA教C派の武装集団又はその支持者と思われる者から無理やり車に乗せられそうになったこと、SNS上や町中でA教C派を批判したこと、本邦において、SNS上でA教C派及び本国の現政権の

批判をしたところ、A教C派と思われる者から脅迫メッセージを受け取ったことなどを申し立て、帰国した場合、A教C派から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、A教C派が同派を批判する者を恣意的に拘禁したり、反対意見を監視したりしているほか、ほかの宗派の者を抑圧しており、A教B主義者の学校が攻撃を受けたりしているとの報告があるなど、A教B主義者についても、A教C派による迫害の標的となっていることが認められる。

申請者は、本国において、路上でA教C派の関係者から車で連行されそうになるなどしたこと、A教C派と思われる者から脅迫メッセージを受け取ったことなどからすれば、A教C派から反A教C派的な思想や信念を持つ者とみなされている可能性は否定できない。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、本国政府と反政府勢力（A教C派）との衝突が長期にわたり継続しているなど、かかる状況下で、A教C派から標的とされた者について、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は、「宗教」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例3】

(概要)

申請者は、本国政府が認めていないA教B派を信仰していること、自身の長女及び次女を本国から不法出国させたことなどを申し立て、帰国した場合、逮捕され投獄されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、公認されていない信仰と密接な関係のある者は投獄に直面し、拷問されながら棄教を強要されることが頻繁に起きている旨の報告がある。

申請者は、A教B派を信仰していることを本国官憲に認知されないようにするため、A教B派信徒の自宅に集まって、礼拝を続けていたこと、本邦入国後も、A教B派の信仰に則り、本邦で信仰を続けていることからすれば、帰国した場合、A教B派の信仰活動が本国政府に認知される可能性が十分にあり、迫害を受けるおそれがあるものと認められる。

また、国家奉仕に従事せずに国を去ることについては、本国政府からの統治を受けたくないとの政治的意見を有するものとみなされ、国を去った罪により処罰される旨の出身国に係る諸情報もある。不法出国をしたという行為のみで、政府に批判的な意見を表明したことにつながり、恣意的な処罰を科される可能性があるが、幼児である長女及び次女が、自力で不法出国をし、C国のD地域に移動して本邦に入国することは到底困難であるものと考えられるため、同人らを不法出国させたのが父である申請者であると本国政府が疑うことは容易に推測でき、迫害を受けるおそれがあるものと認められる。

したがって、申請者は、「宗教」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

3 「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された事例

【事例4】

(概要)

申請者は、A族であること、本国において、B族がA族の土地を収奪するためA族を殺害していること、B族の武装した本国警察官から腹部を刺されて強姦され、これを口外しないよう脅迫されたことなどを申し立て、帰国した場合、本国警察官から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、強姦を含む女性に対する暴力が広くまん延しており、社会的にも容認されていること、警察官による強姦事件も引き続き報告されていることからすると、かかる状況下で、警察官を含む対立民族の男性から強姦された女性について、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

また、本国社会では、女性の立場が低く、異なる民族間の衝突や女性に対する暴力がまん延していると認められるところ、C地域出身であってそれ以外の地域での居住歴はなく、本国において就労経験のない未婚の申請者が出身地ではない場所で経済的・社会的に自立した生活を一から築くことはとりわけ困難なものと認められる。かかる申請者が帰国した場合、出身地であるC地域に戻ることが想定され、民族間の緊張状態が続いている同地域において、上記本国警察官からの更なるジェンダーに基づく暴力等の対象となるおそれは十分に考えられる。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例5】

（概要）

申請者は、本国において、本国の実権を掌握したA教過激派組織Bが、同組織Bの戦闘員等との結婚を離婚した女性や女兒に強制していることを申し立て、帰国してその結婚を拒否した場合、A教過激派組織Bから殺害されるおそれがあり、また、申請者は、本国及び本邦において元夫やその家族から繰り返し暴力を振るわれていたために離婚したことを申し立て、帰国した場合、元夫やその家族から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、男性の保護がない女性（独身女性又は離婚した女性）は嫌がらせを受けたり差別されたりするリスクが非常に高く、特に寡婦は、経済的負担を増やす存在であると考えられている。

申請者の両親及び兄弟は、いずれも本国外に居住しており、申請者が帰国した場合に頼れる者は存在しない。また、申請者は、十分な教育を受けることが出来ないままに元夫と結婚させられ、本国及び本邦において就労経験はなく、娘を抱えた寡婦であることからすれば、本国において、経済的・社会的に自立した生活を一から築くことはとりわけ困難なものと認められ、かかる申請者が帰国した場合、自身と自身の娘のため元夫及びその家族との生活を受け入れるほか選択肢はないことからすれば、元夫及びその家族からの更なる暴力等の対象となるおそれは十分に考えられる。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、権力を掌握したA教過激派組織Bが、かかる申請者に対して効果的な保護を提供するとは認められない。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例6】

（概要）

申請者は、同性愛者であること、本国において、同性愛者であることや若

者を同性愛者に導くよう教育していることを理由に警察に逮捕されたこと、釈放された月に、再び警察官3人に逮捕され、監禁されて拷問されたり、性的暴行を受けたりしたこと、本国政府が申請者を釈放したことを地域住民が怒っていることなどを申し立て、帰国した場合、警察官から強姦されたり、拘禁されて終身刑を受けたりするおそれがあり、また、地域住民から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、憲法等の規定により同性間の性的行為及び同性結婚が違法とされていること、同規定だけではなくほかの法律等の下でも同性愛者やトランスジェンダーを含む性的少数者が逮捕されており、逮捕及び拘禁中に性的少数者が嫌がらせや性的暴行等を受けていることが認められる。

申請者は、自身の性を男性と認識し、恋愛対象は女性である旨供述するところ、本国において、パートナーと同せいしていたことに加え、性的少数者であることなどを理由に警察に逮捕され、監禁されて拷問されたり、性的暴行を受けたりしたというのであるから、かかる申請者が帰国した場合、性的少数者であることを理由に、再び警察に逮捕されたり性的暴行を受けたりするおそれは十分に考えられる。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、性的少数者が家族や隣人、地域社会の構成員からの虐待を経験し、当局は性的少数者に対する暴力を扇動し、実行し、容認したとも報告されていることからすれば、性的少数者である申請者が、地域の者から危害を加えられる可能性は否定できず、また、地域の者からの危害に対して本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

申請者が地元地域以外の地域で生活した場合でも、周囲に性的少数者であることが知られるおそれは十分にあり、本国の別地域において、申請者が地元地域で受けたような扱いを受ける可能性は否定できないことからすれば、申請者に対し、本国の別地域に避難を求めるのは合理的ではない。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例7】

(概要)

申請者は、本国において、申請者の叔母にA地域のB族の男性と結婚させ

られたところ、同族の慣習である割礼を受けることを拒絶し、夫の元から逃亡したことなどを申し立て、帰国した場合、夫や夫の親族から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、割礼を実践する一部の民族及び地域においては、その慣習がいまだに根強く、その民族や地域の女性にとっては、割礼が避け難いものであり、また、本国政府による効果的な保護も期待できないと認められる。

申請者は、夫の親族に割礼を受けていないことを知られ、夫、夫の親族及び地域の指導者によって割礼を受けることが決定されたこと、また、割礼からの逃亡を支援したおじの自宅に申請者の居場所を尋ねて夫や夫の母等が訪れたなどというのであるから、帰国した場合、申請者が、夫や夫の親族によって割礼を受けさせられる可能性は十分に考えられる。

また、申請者は高等学校を中退後すぐに結婚させられ、就労経験もないことからすれば、帰国した場合、A地域のB族の夫の元に戻らざるを得ない状況が予想され、申請者にとって国内避難が有効な選択肢であるとはいえない。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

4 「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例8】

(概要)

申請者はA族であること、また、反政府組織Bに食料を提供したことから、本国当局に拷問を受けたり逮捕・暴行されたこと、申請者の親族が反政府組織Bを支援していたことを理由に殺害されたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、本国の警察等から反政府組織Bの支援者として関心を抱かれており、本国警察のデータベースに反政府組織Bの支援者や本国政府に対する否定的な意見を有する者として登録されている可能性が高い。

出身国に係る諸情報を踏まえると、強制失踪や拷問について、少なくとも反政府組織Bの支援者と疑われるなどしている者に対しては、本国の法律や制度が有効に機能しているとは言い難い状況が続いていることが認められ、

かかる申請者が帰国した場合、申請者は、A族であるということのみをもって、迫害のおそれがあるということとはできないが、反政府組織Bを支援するという政治的意見等を理由に本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例9】

（概要）

申請者は、本国において、A教の宗教家として活動していたところ、軍から、少数民族武装勢力Bとの繋がりががあると疑われ、身柄を拘束されて暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、軍及び軍支持者たちから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力Bとの間で多数の武力衝突が発生しており、少数民族武装勢力Bの拠点であるC地域においては、軍と少数民族武装勢力Bの戦闘が激化し、多数の避難民が発生するなど、情勢の急激な悪化が認められる。

申請者は、軍兵士によって、複数回にわたり軍基地に連行され、身柄拘束及び暴行を受けたこと、また、申請者の出身地であるD地域においても、申請者が本国を出国した後、軍兵士が申請者を捜索するため、複数回にわたり申請者の自宅に来訪していることからすれば、申請者は、軍に反抗する組織である少数民族武装勢力Bの関係者で軍に敵対心を有しているものとして、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例10】

（概要）

申請者は、本国所在のA国政府関係機関の職員であることなどを申し立て、帰国した場合、外国政府関係機関で勤務していた者として、本国の実権を掌握したB教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報に係る諸情報を踏まえると、B教過激派組織Cは、外国政府関

係機関にかつて雇用されていた者について、その地位や役割にかかわらず、反B教過激派組織Cの思想を有するものとして標的にしていることが認められるところ、A国政府関係機関の職員である申請者についても、外国政府関係機関職員としてB教過激派組織Cから標的とされる可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、B教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由にB教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例11】

(概要)

申請者は、本国において、申請者の父が抵抗勢力Aを支援したことを疑われて手配されており、軍が父を捜しに申請者の本国の自宅に侵入したことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍が、治安維持を名目として、民主化勢力・少数民族居住地域に向けての無差別かつ常態的な暴力を振るっていること、また、軍は抵抗勢力Aに対して強硬に対応していることが認められる。

申請者の母と妹が自宅に押し入った軍人らから父の居場所を聴取されたこと、B地域に居住する申請者の弟が旅券の発給を拒否されていること、申請者が家族の世帯票で旅券が発給されなかったことからすれば、申請者について、軍に反対する抵抗勢力Aに加入して活動している者の子であり、申請者自身も軍に反対する者であるとみなされる可能性が十分にあると考えられ、申請者が帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例12】

(概要)

申請者は、本国において、社会奉仕団体Aに加入し、少数民族武装勢力Bを支援する活動を行ったこと、少数民族武装勢力Bに加入し、軍事訓練に参加したこと、本邦において、少数民族武装勢力Bを支援する組織C及び組織

Dに加入し、メンバーとして活動していること、少数民族武装勢力Bを支援する組織Eを設立し、メンバーとして活動していることなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力との間で多数の武力衝突が発生し、多数の避難民が発生しており、極めて不安定な情勢となっている。特に、申請者の出身地であるF地域周辺においては、少数民族武装勢力Bが軍の基地等を破壊したこと、軍の攻撃により多数の避難民が発生していることを踏まえれば、軍の活動が活発化し、軍に対して反抗的な立場を表明したものについて強硬に対応していることが認められる。

上記申立てにある、申請者の活動状況等からすると、申請者についても、軍から、軍に反抗的な人物であるとみなされている可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例13】

(概要)

申請者は、本国において、官公庁で勤務していたこと、国際協力組織によるプログラムの一環として国外の大学院に留学したこと、本国の実権を掌握したA教過激派組織BがC地域を占領した際、A教過激派組織Bから尋問を受け、官公庁を解雇されたこと、A教過激派組織Bに本国国内に留まるよう命令され、命令に背いた場合は厳重に処罰すると脅迫されたことなどを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織Bやその支持者らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、A教過激派組織Bは、前政権のために働いていた者や国際組織と関係があった者、A教過激派組織Bに抵抗や反対をしたとみなした者等を標的にしてきたことが見受けられる報告があることからすれば、申請者についても、A教過激派組織Bから、申請者の経歴等を理由に反A教過激派組織Bであるとみなされ、A教過激派組織Bの標的とされる可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、A教過激派組織Bから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 14】

(概要)

申請者は、本国において、デモに参加したこと、A地域の政党B支部の議長をしていた父が国家反逆罪で逮捕され、収監中であることなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍に対するデモが活発化していること、軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生していること、また、軍が政党B関係者を拘束している状況にあることなどが認められる。

申請者の父はB党员であることを理由として国家反逆罪の罪で軍から逮捕され、収監中であること、申請者はデモに参加することをもって自身の反軍的な意見を表明していることからすれば、申請者が国家反逆罪で収監されている者の家族で軍に敵対心を有しているとみなされている可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、軍を含む本国官憲から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 15】

(概要)

申請者は、本国の申請者の母の叔父が少数民族武装勢力Aの幹部であったこと、働き始めてから少数民族武装勢力Aに金銭的支援をしていること、申請者の来日後、警察が申請者を捜して本国の申請者の実家を訪れたことなどを申し立て、帰国した場合、軍に逮捕され、軍と敵対する組織を支援した者として、拷問を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力との間で多数の武力衝突が発生しており、少数民族武装勢力Aの拠点である地域においては、軍と少数民族武装勢力Aの戦闘が激化し、多数の避難民が発生するなど、情勢の悪化が認められ、また、軍に対する抗議デモが国内外

で活発化していることも認められる。

B族である申請者は、同族によって構成されている少数民族武装勢力Aの幹部と接触があり、また、少数民族武装勢力Aを支援していることなどからすれば、申請者が軍に敵対心を有しているとみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、軍を含む本国官憲から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例16】

(概要)

申請者は、本国において、デモに参加したこと、軍の士官学校から逃亡したこと、本邦において、Aという組織を設立し、リーダーとして本国の戦災避難民に対して支援活動をしていることなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍が、治安維持を名目として、民主化勢力・少数民族居住地域に向けての無差別かつ常態的な暴力を振るっていること、また、軍はB党議員らが組織したCとCが創設した組織Dに対して特に強硬に対応していることが認められる。

申請者が本邦において、Aという組織を設立し、組織Dの大臣らが参加するグループと連携をとりながら、本国の戦災避難民等へ支援活動をしていることがSNS上に公開されているところ、申請者は、軍を名取る者から脅迫電話を受けたこと、その後、本国の自宅が軍人により搜索されたことからすれば、申請者が帰国した場合、申請者は、軍に反抗する組織Dの関係者として、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例17】

(概要)

申請者は、A族でありB教徒であること、本国において、A族の武装勢力Cの民兵として活動したこと、B教施設の青年部で活動したこと、父がA族の武装勢力Cの兵士であったこと、姉がA族の武装勢力Cの兵士であること、本邦において、反政府組織Dの副議長として活動していることを申し立て、

帰国した場合、現在本国を支配している軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力との間で多数の武力衝突が発生しており、特に、A族の武装勢力Cの拠点である地域においては、軍とA族の武装勢力Cの戦闘が激化し、多数の避難民が発生するなど、情勢の急激な悪化が認められる。

上記申立てにある申請者や申請者の家族の活動状況等からすれば、申請者は、軍に反抗する組織であるA族の武装勢力Cの関係者で軍に敵対心を有しているものとして、申請者が帰国した場合、軍を含む本国官憲から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例18】

(概要)

申請者は、本国において、村で政党Aのリーダーとして、デモを主導したこと、政党Aの党員を増やすためパンフレットを配布したこと、村人を集め同人らの意見を吸い上げ、政党Aの上部組織に伝えたことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍に対するデモが活発化していること、また、軍が政党A関係者を拘束している状況にあることなどが認められる。

申請者は、本国において、上記申立てにある活動を行っていたことが認められ、また、軍当局を差出人とする手紙を受け取っていること、申請者の来日後にも、軍当局の関係者が本国の申請者の実家を訪れ、対応した申請者の母に申請者の所在を確認し、家を監視している旨伝えていることからすれば、軍から、軍に反抗的な人物であるとみなされている可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 19】

(概要)

申請者は、本国において、父が本国所在のA国政府関係機関の職員として働いていることなどを申し立て、帰国した場合、本国の実権を掌握したB教過激派組織Cに逮捕され、拷問され、処刑されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、B教過激派組織Cは、前政権のために働いていた者や国際組織と関係があった者等を標的にしてきたことが認められ、本国において、B教過激派組織Cによる元外国政府関係機関職員を標的とした暴力事件等が報告されるなど、本国所在の外国政府関係機関職員であることを理由としてB教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあると認められることからすれば、申請者の父は、その経歴を理由に、B教過激派組織Cの標的とされる可能性は否定できない。

また、外国政府関係機関職員の家族についても、外国政府関係機関職員の家族であることを理由として迫害を受けるおそれは排除されず、外国政府関係機関職員と別に暮らしている場合でも、同様に迫害を受けるおそれがあると認められることからすれば、申請者についても、父の経歴を理由に、B教過激派組織Cから標的とされる可能性は否定できず、かかる申請者が帰国した場合、B教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

②人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1 本国の情勢や事情等を踏まえて在留許可を行った事例

【事例 1】

(概要)

申請者は、本国において、A地域内の市場で商売をしていたところ、市場を管理していたマフィアから、みかじめ料を要求され、これを拒否したため、道端でナイフで殺害されそうになったこと及び自宅前で拳銃の柄で殴られ頭をたたかれて重傷を負ったことを申し立て、帰国した場合、マフィアに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、B国軍の侵攻により、各地で戦闘が発生しているところ、申請者の居住地であるA地域は、同軍による爆撃が確認されており、武力衝突に巻き込まれる可能性が否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 2】

(概要)

申請者は、今次3回目の難民認定申請であり、これまでの難民認定手続と同様に、①A族及びB教徒であること、本国において、看護組合の一員として、デモに参加したこと、本邦において、民族組織Cに加入し活動していることなどを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあること、今次の難民認定申請において、新たに②申請者の子が少数民族武装勢力Dに加入したこと、上記加入を理由として、申請者の母が警察などから調査を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、警察から逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の上記①の主張は、これまでの難民認定手続における主張と同旨で

あり、難民該当性は認められない。

また、申請者の上記②の申立てによれば、上記加入を理由として、申請者の母が警察などから調査を受けたというものの、その際、身体的危害を加えられた様子も見受けられず、申請者も本国官憲から接触を受けた様子も見受けられないことからすれば、上記②の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったE地域においては、軍と少数民族武装勢力であるFとの間で武力衝突が発生している状況があることが認められ、申請者が帰国した場合、軍とFとの間の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例3】

（概要）

申請者は、A族であり、B教徒であること、本邦において、軍事独裁政権に反対するためのデモやハンガーストライキに参加したこと、在日A民族組織C並びに在日本国人組織D及びEの一般メンバーとして活動していることなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者はA族であること及びB教徒であることを理由に身体的危害を加えられたことはないこと、上記デモ及びハンガーストライキの態様は、いずれも一般参加者として参加したというものであること、上記3つの組織における活動の態様は、いずれも一般メンバーとして、募金活動や寄附を行ったというものであること、本邦における上記活動を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国官憲から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったF地域においては、軍と民主化勢力G等が激しく衝突しているとの報告があることが認められ、申請者が帰国した場合、軍と民主化勢力G等の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。よって、申請者は、人道

上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 4】

（概要）

申請者は、A族であること、本邦において、軍に反対するデモに参加したこと、SNS上で軍を批判する投稿をしたり、他人が書いた投稿にコメントを書いて共有したことを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者や本国の申請者の家族がA族であることを理由に迫害を受けたことはないこと、上記活動の態様は、一人の参加者として上記デモに参加したというものであること、SNSにおける上記活動を理由として、批判的コメントを受け取ったことはなく、SNSが使えない状態になったりしたことはないこと、上記活動を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国官憲から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったB地域においては、軍と少数民族武装勢力であるCが激しく衝突しているとの報告があることが認められ、申請者が帰国した場合、軍と少数民族武装勢力の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

2 本邦での特別な事情を考慮して在留許可を行った事例

【事例 5】

（概要）

申請者は、今次2回目の難民認定申請であり、前回の難民認定手続と同様に、A教B派のC民族であることを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、前回の難民認定手続における主張と同旨であり、難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、同居し、相互扶助していることが認められ、また、申請者は、前妻との間の日本国籍を有する実子を監護養育していることが認められる。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例6】

（概要）

申請者は、今次3回目の難民認定申請であり、今次の難民認定申請において、SNS上で、本国で実施された大統領選挙やその後の政権について批判的な投稿を行ったことを申し立て、帰国した場合、本国の政権から不当に逮捕されるなどの迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、上記投稿はその後行っていないこと、上記活動を理由として、申請者や本国の申請者の家族が本国政府関係者から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、同居し、相互扶助していることが認められ、また、既に申請者夫婦の間に出生した日本人実子を監護養育しており、婚姻の安定性・継続性が認められる。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

③難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例 1】

(概要)

申請者は、A民族であること、本国において、近所のB民族や本国内の世間一般の人々から第二国民のような扱いをされていたことを申し立て、帰国した場合、近所のB民族や本国内の世間一般の人々から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、近所のB民族や本国内の世間一般の人々であり、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA民族の言語や文化を尊重する政策に取り組んでいることなどが認められ、また、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない。よって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例 2】

(概要)

申請者は、A教を信仰していること、本国において、B地域のC教徒から暴行及び殺害の脅迫を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、B地域のC教徒から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、特定地域のC教徒であって、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、憲法で信教の自由を認めており、また、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない。よって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 3】

（概要）

申請者は、本邦において、A教からB教に改宗したところ、本国の申請者の両親が、A教過激派から、申請者を帰国させ引き渡すよう脅迫され、暴力を受けたことを申し立て、帰国した場合、A教過激派に殺される危険があるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、A教過激派であって、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の憲法は、信教の自由を保障し、宗教的な理由による差別を禁じていること、本国政府当局が非A教徒の信仰に配慮する措置を執るなどしていること、また、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない。よって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

3 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例 4】

（概要）

申請者は、本国において、SNS上で、第三者が投稿した政府に批判的な記事のシェアを行ったことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、上記活動を行っていた2つのSNSアカウントの名義は、いずれも偽名であったこと、上記活動は既にやめていること、上記活動後、何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続きを受けていること、上記活動を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国政府関係者から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 5】

（概要）

申請者は、本邦において、SNS上で、第三者が投稿した本国政府に批判的な記事をシェアしたことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者が上記シェアを行ったSNSのアカウント名は本名ではないこと、申請者は、第三者の投稿した記事をシェアしたのみで、自身の意見として本国政府を批判する記事を投稿したことはないこと、上記活動を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国政府関係者から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例6】

(概要)

申請者は、本国において、A党の支持者として、同党の集会への参加を呼び掛ける家庭訪問へ向かっていたところ、B党の関係者らから、A党の活動をやめるよう脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、C地域周辺のB党関係者から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、特定地域のB党関係者であって、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府当局が政党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない。よって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例7】

(概要)

申請者は、本国において、A党のB地域の地元支部の下部組織の一般書記として活動していたところ、地元のC党関係者から殺害の脅迫を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、地元のC党関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、特定地域のC党関係者であって、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府当局が政党関係者や私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められない。よって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

4 その他の申立て

(1) 私人間のトラブルを申し立てるもの

【事例 8】

(概要)

申請者は、本国において、父が相続した土地をめぐる、叔父との間に問題が生じ、叔父や叔父が雇ったならず者から、殺害の脅迫及び暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、叔父に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、土地の相続をめぐるトラブルを理由として、叔父から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において、友人等を勧誘し、入会金を支払わせてA組織に入会させたところ、配当金を得られないまま同組織がなくなったことを理由に、自身が入会させたA組織のメンバーから金を返すよう脅迫されていることを申し立て、帰国した場合、上記メンバーから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、申請者が友人等を勧誘して入会させた組織が配当金を得られないままなくなったことを理由として、申請者が入会させたメンバーから迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国において、息子の結婚式を挙げるためにお金が必要であったため、マフィアである高利貸しから借金をしたところ、返済が進まず脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、マフィアである高利貸しから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、マフィアである高利貸しからの借金をめぐる金銭トラ

ブルを理由として、マフィアである高利貸しから迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 1】

(概要)

申請者は、本国において、元婚約者の父から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、同人に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、元婚約者との交際に係るトラブルを理由として、元婚約者の父から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(2) 本国の一般情勢等に対する不安を申し立てるもの

【事例 1 2】

(概要)

申請者は、本国では、治安など一般情勢が悪いことなどを申し立て、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、本国の一般情勢等に対する不安を述べているものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(3) 本邦で稼働することを希望するもの

【事例 1 3】

(概要)

申請者は、本邦において、もう少し稼働して貯金をしたい、また、本邦に住んでいる申請者の兄が開業する飲食店を手伝いたいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張には、難民該当性を基礎づける事柄が含まれていないとして「不認定」とされた。

【事例 14】

(概要)

申請者は、本邦において、本国にいる妻と子供の生活費や子供の学費を稼ぐために、稼働したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張には、難民該当性を基礎づける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

(4) その他本邦への滞在を希望するもの

【事例 15】

(概要)

申請者は、本邦での生活が楽しいため、このまま本邦で生活したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張には、難民該当性を基礎づける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

5 複数回申請

【事例 16】

(概要)

申請者は、今次2回目の難民認定申請であり、前回の難民認定手続と同様に、本国において、祖父が所有していたA地域の土地をめぐり、A地域のB族のサブチーフであるC氏から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、同人から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、前回の難民認定手続における主張と同旨であり、難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。